CHIYODA CITY

広報 千代田

No.1061
平成13年（2001年） 4/5
（毎月5日・20日に発行）
代表電話 ☎3264-0151

発行／千代田区　編集／企画部広報課　〒102-8688 千代田区九段南1-6-11　URL http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

主な内容

平成13年度予算 …… 2・3
文化財・歴史的建造物 …… 4・5
区役所の組織を一部改正 …… 6
リサイクルセンターオープン …… 7
保健・税金 …… 8
スポーツ・生涯学習 …… 9
各施設のお知らせ …… 10

区民生活重視の平成13年度予算決まる！

一般会計予算438億4千1百万円

一般会計・特別会計 当初予算総額540億3千9百万円

平成13年度予算は、3月に開かれた第1回区議会定例会で審議され、可決・成立しました。

この予算は、基礎的自治体として、自主・自律の行政運営を行うこと、加えて区民福祉を持続的に向上させていくとともに、その基礎である健全財政を確立することなどを目指し、次の2点を基本として編成しました。

○区民の期待に応え、区民福祉をより向上させていくとともに、自主・自律の時代を迎えた千代田区の基礎固めをする。

○行財政の効率化をさらに進め、健全な財政運営の確立を目指しつつ、限られた財源をより一層重点的・効果的に配分して、社会経済情勢の変化に対応した区民福祉の向上を図る施策を年度を通して展開する年間総合予算とする。

予算の規模

一般会計の予算規模は438億4千1百万円で、前年度当初予算に比べ、0・9％の増となっています。

また、特別会計の国民健康保険事業会計は30億4千9百万円で、前年度当初予算に比べ介護納付金の増や医療給付の増などで7・9％の増、老人保健特別会計は47億6千万円で、前年度比4・7％の増、介護保険特別会計は23億8千9百万円で、前年度比14・2％の増となっています。

この結果、予算総額は、4会計あわせて540億3千9百万円となりました（3面表参照）。

今年度予算は、平成7年度から平成12年度まで6年連続して講じていた、当初予算での財政調整基金の取り崩しによる財源対策に終止符を打ち、財政赤字を7年ぶりに解消した収支均衡の予算となっています。

問合せ　財政課

（詳しくは2面・3面の予算特集へつづく）

第1回 区議会定例会

平成13年第1回区議会定例会が3月1日から23日まで開かれ、土子勤氏の助役辞任に伴い、その後任として大山恭司氏が議会の同意を得て3月1日付で助役に選任されるなど31議案がいずれも原案どおり可決されました。

また、議員提出議案4件が可決されました。

問合せ　総務課、区議会事務局

区長提出議案

▽平成12年度一般会計補正予算第4号
▽平成13年度一般会計予算
▽平成13年度国民健康保険事業会計予算
▽平成13年度老人保健特別会計予算
▽平成13年度介護保険特別会計予算
▽情報公開条例
▽個人情報保護条例の一部を改正する条例
▽情報公開・個人情報保護審査会条例
▽職員定数条例の一部を改正する条例
▽職員の再任用に関する条例
▽職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
▽職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
▽外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
▽職員の結核休養に関する条例の一部を改正する条例
▽非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
▽職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
▽職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
▽収入証紙条例を廃止する条例
▽用品基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
▽手数料条例の一部を改正する条例
▽ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
▽道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
▽公共溝渠管理条例の一部を改正する条例
▽都市公園条例の一部を改正する条例
▽幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
▽幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
▽幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
▽区立社会教育会館条例の一部を改正する条例
▽特別区人事及び厚生事務組合規約の一部変更について
▽国民健康保険条例の一部を改正する条例
▽助役の選任の同意について

議員提出議案

▽区議会政務調査研究費の交付に関する条例
▽特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に関する意見書
▽KSD疑惑の早期解明を求める意見書
▽介護保険の利用者負担等の軽減を求める意見書

R100 古紙配合率100% 白色度81%の再生紙を使用しています

☆次号は4月20日（金）に新聞折り込みでお届けします☆

予算特集　平成13年度予算の概要

▼一般会計予算額と構成比

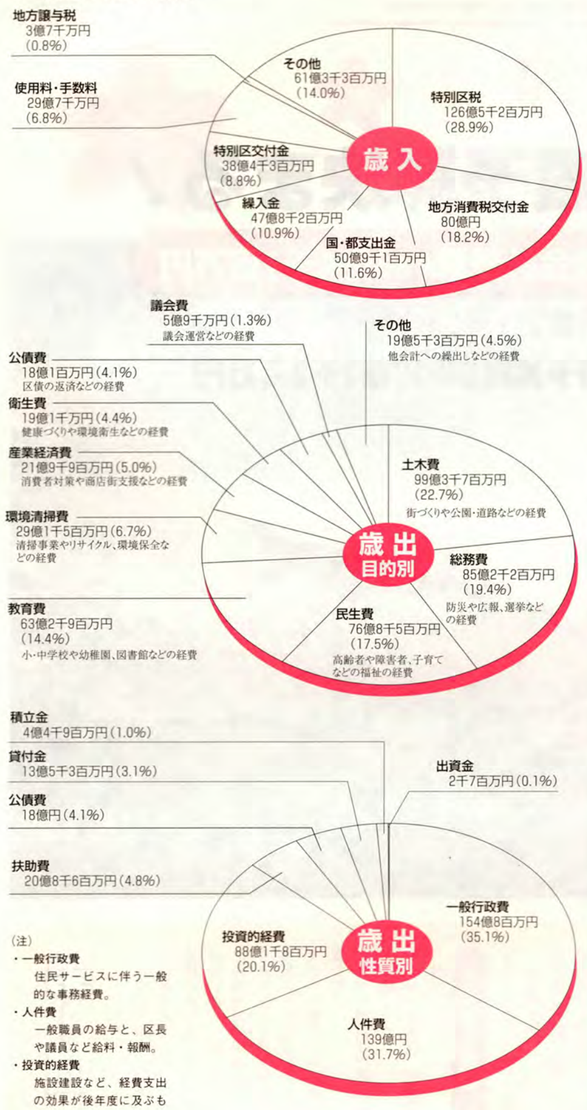

（注）
- 一般行政費
  住民サービスに伴う一般的な事務経費。
- 人件費
  一般職員の給与と、区長や議員など給料・報酬。
- 投資的経費
  施設建設など、経費支出の効果が後年度に及ぶもの。

▼予算の使いみちを10,000円に換算すると

区民施設の建設・運営、区の事務・管理に 1,920円	福祉に 1,753円	市街地整備・住宅関係に 1,568円
学校教育関係に 1,060円	道路・公園・河川に 697円	環境・清掃事業に 665円
中小企業・消費者支援に 489円	健康増進に 436円	区債の返還に 411円
生涯学習・スポーツに 384円	区議会の運営に 134円	その他に 483円

▼基金別残高表　［単位：百万円］

基金名	平成12年度末残高見込額	平成13年度 積立額	平成13年度 繰入額	平成13年度末残高見込額
財政調整基金	8,187	73	0	8,261
区民福祉厚生基金	3,896	35	670	3,261
非常災害対策基金	300	3	0	302
街づくり基金	9,594	86	2,567	7,113
教育施設整備基金	20,790	186	1,238	19,739
住宅整備基金	7,006	63	278	6,790
地域福祉活動支援基金	255	2	1	256
介護保険円滑導入基金	87	0	87	0
介護給付費準備基金	53	0	10	43
計	50,166	449	4,851	45,764

※表示単位未満を四捨五入しているため合計等は一致しません。

平成13年度施設建設一覧

（仮称）麹町二丁目公共施設（15年4月開設）　9億8百万円
番町出張所・区民館、ストックヤード、麹町小学校・幼稚園等　【61億9千6百万円】

富士見出張所・区民館（13年5月開設）　1千6百万円
出張所・区民館、ストックヤード　【5億1千5百万円】

和泉橋出張所・区民館（14年5月開設）　3億6千8百万円
出張所・区民館、ストックヤード等　【5億8千2百万円】

（仮称）神田淡路町特別養護老人ホーム等福祉施設（15年度完成）　4千万円
特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、在宅介護支援センター、短期入所生活介護機能（ショートステイ）
※区有地を活用し民設民営方式で建設

（仮称）神田淡路町施設（15年11月開設）　3億1千8百万円
高齢者住宅、区営住宅、公設浴場等　【16億4百万円】

（仮称）岩本町二丁目複合施設（15年9月開設）　—
高齢者在宅サービスセンター、在宅介護支援センター、痴ほう性高齢者グループホーム、高齢者センター、短期入所生活介護機能（ショートステイ）、ケアハウス　【49億9千7百万円】

（仮称）区営水道橋住宅（14年6月開設）　1億2千5百万円
区営住宅　【9億円】

※開設・完成時期は予定、【　】は全体経費です。

中小企業経営者の方へ　商工融資のご案内

区では、中小企業を経営している方を対象に、事業に必要な運転資金や設備資金を指定金融機関にあっせんしています。融資が決定すると、区が利子補給や、一部の資金についての信用保証料を補助しますので、一般の融資より低利で有利な融資を受けることができます。

融資内容　左表のとおり

対象　区内に営業の本拠または住所（個人の場合）があり、1年以上同一場所で同一事業を営んでいて、最近1年間の事業税または住民税を完納していて、東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方。

問合せ　商工振興課融資係

資金名	資金使途	融資限度額	名目融資利率	区の利子補給	本人負担率	融資期間
営業資金	買掛金決済などの事業経営上必要な資金	900万円（1,000万円）	年2.5%以内	0.9%（1.4%）	1.6%以下（1.1%以下）	5年以内（据置期間6か月を含む）
設備資金	店舗の改修・機械等の設置などの資金	1,100万円（1,200万円）		0.9%（1.4%）	1.6%以下（1.1%以下）	6年以内（据置期間6か月を含む）
小規模企業特別資金	上記の営業・設備資金いずれか一方の用途	450万円（500万円）		2.1%（2.3%）	0.4%以下（0.2%以下）	4年以内（据置期間4か月を含む）
公害防止資金	公害防止等に必要な設備などの資金	800万円		2.3%	0.2%以下	5年以内（据置期間6か月を含む）
創業資金	従業員が独立創業するための資金	1,000万円		1.2%	1.3%以下	6年以内（据置期間12か月を含む）
団体資金	共同事業・設備のための資金	3,000万円		0.9%	1.6%以下	5年以内（据置期間6か月を含む）
食品小売業特別資金	食品小売業を営む方が利用できる運転資金	500万円		2.3%	0.2%以下	4年以内（据置期間4か月を含む）
新 経営環境対策店舗改修特別資金	地域開発などの経営環境に対応する店舗改修資金	500万円		2.3%	0.2%以下	5年以内（据置期間6か月を含む）

※融資限度額のうち（　）内は代表者が区内在住の場合。
※利子補給率・本人負担率のうち（　）内は、特定業種（経済産業省が指定）の場合。また、空き店舗・耐震改修の利用者にも特例措置があります。

予算規模

［単位：百万円］

会計区分＼年度・増減		平成13年度	平成12年度	増減額	増減率
一般会計		43,841	43,444	397	0.9%
特別会計	国民健康保険事業会計	3,049	2,827	222	7.9%
	老人保健特別会計	4,760	4,548	212	4.7%
	介護保険特別会計	2,389	2,091	297	14.2%
計		54,039	52,911	1,129	2.1%

※表示単位未満を四捨五入しているため合計等は一致しません。

一般会計歳入予算のあらまし

特別区税は、たばこ売渡し本数の減により特別区たばこ税が3億3千9百万円の減となり、特別区税合計では、前年度に比べ0.8%減の126億5千2百万円となっています。

特別区交付金は、都区財政調整の算定方法が見直され、昼間人口が従来より大きく反映されることなどにより、前年度に比べ15.9%増の38億4千3百万円となっています。

国・都支出金は、市街地再開発事業費補助金などの増により、前年度に比べ40.2%と大幅な増の50億9千1百万円となっています。

なお、特別区債については、後年度負担を抑制する意味からその発行を見送ります。

一般会計歳出予算のあらまし

今年度予算は、定住人口対策をはじめ、サービス給付型福祉施策、地域経済対策、資源循環型都市の構築、学校教育の充実など、区民生活に密接に関連する分野に財源を重点的に配分しました。

前年度予算と比較しての主な増減は、市街地再開発事業の進捗に伴う24億1千3百万円の増や、（仮称）麹町二丁目公共施設建設費3億5千5百万円の増、借金の返済に当たる公債費2億4千2百万円の増がある一方、（仮称）岩本町二丁目複合施設を竣工時一括買い取りとしたことによる6億4千7百万円の減、職員数削減等による人件費3億1千3百万円の減などがあります。これらにより、歳出総額は前年度対比3億9千7百万円（0.9%）増の438億4千1百万円となります。

平成13年度予算の主な事業

◆新規事業　●拡充事業

定住人口対策の推進

千代田区型地区計画制度の適用　32,075千円

千代田区型地区計画制度を活用したまちづくりを推進します。

優良建築物等整備事業・都心共同住宅整備促進事業助成　141,140千円

一定のオープンスペースと住宅を有する建築物を建築する事業に対し、その事業費の一部を助成します。

市街地再開発事業の推進　4,931,900千円

良質な住宅の供給や、広場等の整備、防災不燃化を行う4地区の市街地再開発事業に対し、その事業費の一部を助成します。

建築物共同化住宅整備促進事業助成　33,000千円

小規模敷地の所有者等が、共同して一定のオープンスペースを有する住宅の建設を行う場合に、その事業費の一部を助成します。

サービス給付型福祉の推進

日常生活健康支援事業　4,094千円

日常生活に支障のある高齢者（自立高齢者、要支援・要介護高齢者）に、健康を維持するために必要な家事支援サービスを提供します。

西神田高齢者在宅サービスセンターの運営　100,563千円

介護保険で要支援・要介護と認定された方には、介護保険対象の介護デイサービスを、自立と認定された方や虚弱な方には、趣味や創作活動などの自立支援デイサービスを提供します。

●**訪問理美容サービス　4,453千円**

在宅の寝たきり高齢者や障害者に対して行っている理髪サービスに、美容サービスを追加します。

●**介護保険訪問介護特別対策事業　23,510千円**

訪問介護特別対策事業の助成対象者を区独自に拡大し、訪問介護利用料の負担軽減対策の拡充を図ります。

◆**緊急ショートステイ・緊急グループホーム利用支援事業　20,950千円**

介護保険指定外施設のグループホーム、ショートステイ専用高齢者集合住宅などを確保し、介護者の病気などの緊急なショートステイ等に対応します。

●**節目健診　11,270千円**

今年度から、40、45、50、55、60歳の誕生月健診を保健所で行うことにより、区民の健康づくりに資するとともに、健康づくり施策推進の基礎とします。

地域経済対策

商工融資事業　1,676,630千円

中小企業者に対して、指定金融機関への融資あっせんと利子補給や信用保証料の補助を行います。

◆**経営環境対策店舗改修支援事業　1,917千円**

大規模小売店舗の立地や市街地再開発事業等で、既存の店舗や設備の充実を必要とする小売業者などに対して、通常資金とは別枠で融資あっせんを行います。

◆**商店街ＩＴ化支援　5,075千円**

「商店街振興プラン」を策定し、今後の商店街活性化に寄与するとともに、商店街ＩＴ（情報通信技術）化等に関して調査・検討していきます。

商工業活性化支援事業　20,000千円

商店街、産業団体等による、活性化事業やまちのにぎわい創出のための積極的な提案・事業に対して、検討経費や事業費を助成します。

区内共通商品券導入支援事業　14,000千円

区商店街振興組合連合会と区商店街連合会が共同で行う、区内共通商品券事業を支援します。

●**ちよだビジネスネットワーク　2,904千円**

中小企業センターのホームページを活用し、中小企業者の広域的な情報発信を支援します。

資源循環型都市の構築を推進

●**資源回収事業　294,535千円**

週1回実施しているごみ集積所を利用した資源回収について、古紙類に加え、びん・缶も対象とし、ごみの再資源化をさらに推進していきます。

リサイクルセンターの設置　14,461千円

リサイクルショップや情報コーナーを備えた施設を開設します。そこでは再生した放置自転車や使用できる粗大ごみの展示・販売も行います。

◆**ISO14001の認証取得　263千円**

省資源・省エネルギー対策等の行動を、区役所全体で推進する環境マネジメントシステムを構築し、認証取得に取り組みます。

◆**再生品の購入　1,316千円**

本庁舎等から出された新聞・雑誌などを原料に作製したフラットファイルを購入し、区役所の事務用品として利用します。

●**環境美化地域活動の強化・育成　1,797千円**

たばこの吸い殻、空き缶等の散乱が特に目立つ区内のＪＲ駅周辺での清掃活動や、駅利用者への啓発活動を強化・充実していきます。

学校教育の充実

◆**スクールカウンセラー派遣事業　19,472千円**

臨床心理を専門とするカウンセラーを小・中学校等に派遣します。また、就学前の幼児も必要に応じてカウンセリングの対象とし、幼児期から継続的なカウンセリングを行います。

◆**中学校のあり方調査研究　1,118千円**

「中学校教育検討会報告」で示された中高一貫教育、特色ある学校づくり、学校選択の自由化等の提言を具体化するため、区民・学校関係者を交えた組織で調査・検討し、教育委員会の素案を作成します。

区政情報化の推進

◆**区政情報ルームの設置　2,205千円**

区政関係資料を網羅し、パソコン端末により行政基礎資料等の閲覧もできるようにするなど、区民が利用しやすい区政情報提供の場をつくります。

◆**インターネット利用環境の整備　7,375千円**

区役所各部にインターネット端末を設置し、施策策定のための情報収集に活用するとともに、区民と区との双方向の情報交流の充実を図ります。

◆**情報化のあり方検討　6,000千円**

ＩＴ（情報通信技術）化や国の電子政府構築に向けた方針などを踏まえ、区における今後の情報化のあり方や具体的な施策の構築に向け調査・検討を行います。

◆**例規検索システムのインターネット版の導入　1,281千円**

地域情報化および開かれた区政の一環として、区例規集をインターネット上に公開し、区のホームページから閲覧できるようにします。

歴史と伝統の宝庫、千代田区

千代田区には、歴史的・文化的な遺産がたくさんあります。
しかし、これまでの震災・戦災や建て替えなどにより、かなりのものが無くなっています。
区では、区内に残る歴史的な遺産を守り、伝えていくために、いろいろな取り組みをしています。
たとえば、指定文化財に指定して保護を行い、また、街並みを残すために歴史的な建造物の調査を行っています。
今号では、区が新たに指定した文化財と都が選定した歴史的建造物について紹介します。

区が新たに指定した文化財

区内には、現在70件以上の指定文化財や登録文化財があります。これらの文化財は、国や東京都、千代田区がそれぞれ候補を選んで調査を行い、文化財保護審議会で審議をした上で指定します。国民にとって大切なものは国が、都民にとって大切なものは都が、区民にとって大切なものは区がそれぞれ指定します。

どのようなものが文化財になるのでしょうか

建造物・美術工芸品（絵画・彫刻・工芸品など）・古文書・考古資料・歴史資料・石造物・生活用具などの有形文化財、職人の技術や伝統芸能など人々に受け継がれてきた無形文化財、さらに城跡・古墳や珍しい動植物などの記念物が候補になります。

神田駿河台のニコライ堂・丸の内の明治生命館（重要文化財・建造物）や日枝神社に奉納されている刀剣（国宝および重要文化財・工芸品）、雅楽や歌舞伎を演じる人々（重要無形文化財・芸能）、さらには千代田区の中央にある江戸城跡（特別史跡）などは国が指定しています。

また、神田囃子保存会（無形民俗文化財・民俗芸能）や旧日比谷公園管理事務所（有形文化財・建造物）、そして平将門の首塚（旧跡）などは都が指定しています。

さらに、神社に奉納されている徳川将軍の描いた絵画（有形文化財・絵画）や氏子が奉納した狛犬・力石などの石造物（有形民俗文化財）、そして大久保利通の暗殺事件を物語る哀悼碑（有形文化財・歴史資料）などは区が指定しています。

このたび、区では４月１日付けで、江戸時代の前期に鋳造され奉納された「銅製燈籠」（日枝神社所有）と、神田出身の浮世絵系の日本画家である水野年方の業績を弟子たちがたたえるために建てた「水野年方顕彰碑」（神田神社所有）の２件を指定文化財に指定しました。

有形文化財（工芸品）

「銅製燈籠」1対　永田町二丁目10番5号　日枝神社所有

日枝神社本殿の前にある一対の銅製燈籠ある。高さ257.3cm、直径183.5cm（基礎部分）で、八角形である。

この銅製燈籠は、日枝神社がこの地に移った万治2年（1659年）に奉納されたもので、江戸時代初期に制作された工芸品として、区の歴史を考える上で欠くことのできない貴重な資料である。

有形文化財（歴史資料）

「水野年方顕彰碑」1基　外神田二丁目16番2号　神田神社所有

神田神社本殿の北側、裏参道の脇にある１基の顕彰碑である。高さ378．4㎝、正六角柱断面の六角形の一辺は40.7㎝で、燈籠をかたどった小さな塔の形をしている。

この顕彰碑は、大正12年（1923年）に、浮世絵系日本画家として明治時代に活躍した水野年方の偉業を顕彰するため門弟らにより建設されたもので、江戸時代末期以降の区における絵画史を考える上で欠くことのできない貴重な資料である。

問合せ
●文化財については　四番町歴史民俗資料館
●歴史的建造物については　開発指導課

都が選定した歴史的建造物

３月９日、都では、歴史的建造物として、新たに５件の建物を選定しました。

これは、歴史的に伝えられてきた街並みを大事にし、風格ある都心の景観を創り出していこうと設けられている制度で、これまでに38件が選定され、うち２件が区内にあります。

このたび選定された５件は、神田淡路町・神田須田町に集まっている大正から昭和初期に建てられた和風建築物です。神田須田町交差点付近は、明治から大正時代にかけて路面電車や鉄道の乗降客でにぎわい、東京一の繁華街として栄えました。

このあたりは今も食味街としてにぎわっていますが、その当時の街の様子を今に伝える歴史性が高く評価され選定されました。

なお、区では、まちの皆さんに古くから親しまれている建物や門・塀、橋などの貴重な景観資源を将来へ受け継いでいくよう、幅広く調査を行っています。

① 藪蕎麦（やぶそば）［そば］
（神田淡路町二丁目10 番地）
大正12年築・木造2階建て
板塀で囲まれ、門から店舗まで独特の雰囲気を醸し出した、数寄屋造りの建物である。

② いせ源本館［あんこう料理］
（神田須田町一丁目11 番地１）
昭和7年築・木造3階建て
角地にあって塀もないため、通りからよく見え、ランドマークになっている。入母屋屋根と２階欄干の菱形模様の彫りが特徴。
玄関にかかる木製の看板は建築当時から使用（平成８年補修）しているもの。

③ 神田まつや［そば］
（神田須田町一丁目13 番地）
大正14 年築・木造２階建て
左右の出入口の上部に松模様の欄間飾りを施してある。両隣をビルにはさまれているものの原形をよくとどめており、建設当時の雰囲気をよく伝えている。

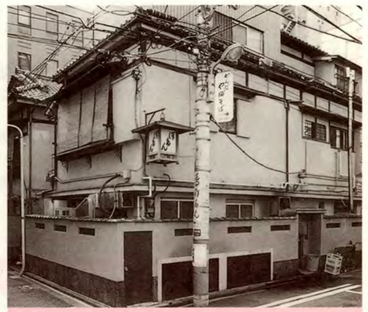

④ ぽたん［鳥のすきやき］
（神田須田町一丁目15 番地）
昭和４年築・木造、一部鉄筋コンクリート造地下１階地上３階建て
玄関の高い式台が通りすがりに見える。入母屋屋根の建物で、一部改修されているが建設当時の界わいの雰囲気をよく伝えている。

既に選定されている２件

⑥ 市政会館・日比谷公会堂
（日比谷公園1番3号）
昭和4年築、鉄骨・鉄筋コンクリート造地下1階地上10階建て
わが国最初の本格的なホールを備えた施設で、多くの音楽愛好家に親しまれている。建物は、垂直性を強調したネオ・ゴシック風で、とくに夕日を浴びた茶褐色タイルの姿はひときわ美しい。

⑦ 東京ルーテルセンタービル
（富士見一丁目２番32号）
昭和12年築、鉄骨・鉄筋コンクリート造地下１階地上４階建て
全体を堅ろう・簡明にまとめ、細部に歴史的な様式意匠を導入した建物である。白亜の外観が引き立ち、町のランドマーク的存在である。

⑤ 竹むら［汁粉］
（神田須田町一丁目19 番地２）
昭和５年築・木造３階建て
入母屋屋根で、２階の欄干に竹と梅模様が彫られ、軒下に木製の提灯が垂れている。外観は屋根と庇で４層に見える。

千代田の歩みを守り伝えよう

歴史と文化を散歩しよう

区には、「歴史と文化の散歩道」（(都)生活文化局設定）や「ふるさと文化の散歩道」（(区)四番町歴史民俗資料館設定）の各コースがあり、千代田の歴史や文化を学ぶことができます。

しかし、千代田の歴史や文化を示すものは、これらのコースの上だけではありません。皆さんの周りの公園・神社やお寺の境内・道端にも、生活の様子や出来事を伝えるものが点在しています。

千代田で暮らした人々が、私たちに伝えるために残した千代田の歩みを大切に守り伝えましょう。

区の歴史的遺産を調べよう

◆『千代田区　史跡と観光』（商工振興課）　無料
区内に点在する史跡をまとめています。
◆『ふるさと文化の散歩道ガイドブック』（四番町歴史民俗資料館）　無料
ふるさと文化の散歩道のコースを案内しています。
◆『千代田の文化財探訪』（四番町歴史民俗資料館）　1,000円
屋外にある指定文化財を解説しています。
◆『観光ガイド千代田』（千代田区観光協会）　650円
区内の見どころをまとめています。
◆『観光ガイドマップ千代田』（千代田区観光協会）　300円
区内の見どころをまとめた地図です。
各刊行物は、それぞれの窓口や区政案内相談コーナーで手に入れることができます。

区の組織を一部改正しました

区は、行財政効率化推進大綱（平成9年3月策定）に基づき、行政需要の変化に的確に対応できる簡素で効率的な執行体制を整備するため、毎年組織の見直しを行っています。

平成13年4月は、次のとおり組織整備を行いました。

○中学校教育検討会最終報告（平成12年8月）を受けての中等教育についての具体化に向けた取り組みや、幼稚園・子どもを取り巻く環境変化を踏まえて、保育園との連携も視野に入れた幼稚園のあり方の調査研究に向けた執行体制整備のため、従来の担当である副参事（教育環境担当）を教育環境整備担当課長に改めました。

○その他、係・主査の統合・廃止を行いました。

詳しくは、お問い合わせください。

なお、区の組織図は、総務課、区政案内相談コーナーでお配りしています。

問合せ　総務課

都市計画案の縦覧

4月13日㈮から27日㈮まで、次の都市計画案が縦覧できます。

また、住民および利害関係人の方は、縦覧期間内に区長あてに意見書を提出できます。

都市計画案の内容　岩本町東神田地区地区計画の変更—千代田区決定

※岩本町三丁目・東神田三丁目（靖国通りから北側の区域）に地区整備計画を追加するものです。なお、ほかの区域の変更はありません。

縦覧場所および意見書の提出先　都市計画課都市計画係（〒102−0074九段南1−6−17千代田会館2階）

※縦覧期間中は、区のホームページ（URL http://www.city.chiyoda.tokyo.jp）でも都市計画案の概要をご覧になれます。

問合せ　地域整備課計画調整主査

地価公示価格の閲覧

平成13年1月1日現在の区の地価公示価格一覧表を配布しています。なお、千代田区内を含め、全国の地価公示価格は、国土交通省のホームページ（URL http://www.mlit.go.jp/）で閲覧できます。

平成13年地価公示にかかる図書（全国版）は4月下旬以降に閲覧できる予定です。

地価公示価格一覧表（千代田区分）の配布場所　都市計画課都市計画係、各出張所

地価公示図書（全国版）の閲覧場所　都市計画課都市計画係、各出張所、千代田図書館、四番町図書館

問合せ　都市計画課都市計画係

借上型区民住宅・区民住宅　あき家入居者募集中

4月13日㈮まで、借上型区民住宅・区民住宅のあき家入居者を募集しています。

申込書は、各出張所、区政案内相談コーナー、住宅課、㈶千代田区街づくり推進公社で配布しています（土・日を除く）。お早めにお申込みください。

問合せ　㈶千代田区街づくり推進公社住宅部☎3262−0230（4月13日までの直通電話）・3262−0211（代表）

定住支援福祉家賃助成制度

取り壊し等による立ち退きや家賃の値上げ等により、現在の住居に引き続き居住することが困難な次の世帯の方に、家賃等の一部を助成します。

助成対象世帯　①〜③のいずれかに該当し、助成条件のすべてを満たす世帯

①**高齢者世帯**　65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上の方と60歳以上の方で構成する世帯

②**障害者世帯**　身体障害者手帳（1〜4級）、または愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳をお持ちの方がいる世帯

③**ひとり親世帯**　18歳未満のお子さんを扶養しているひとり親世帯

助成条件

・区内の民間賃貸住宅等に引き続き1年以上住んでいること（住民票、または日本に永住許可を受け外国人登録済証明書で確認できること）

・同居する方全員が住民税を滞納していないこと

・現在住んでいる賃貸住宅の賃料を滞納していないこと

・世帯の年間所得が下表の基準額以下であること

助成事由

①次の㋐〜㋓のいずれかの理由で、区内の別の民間賃貸住宅へ転居する場合

㋐取り壊しや契約更新拒否により立ち退きを求められている

㋑世帯人数に比べて、賃貸住宅の住居が著しく狭い

㋒社宅等の住まいで、退職のため退去しなければならない

㋓配偶者との死別等のため、転居しなければならない

②契約更新に伴う家賃の値上げにより、同じ住宅に引き続き居住することが困難な場合

③家族の死亡、病気などにより世帯の収入が著しく減少し、同じ住宅に引き続き居住することが困難な場合

※必ず転居前にご相談ください。

問合せ　住宅課事業係

▼年間所得基準

世帯の人数	所得基準額
1人	3,216,000円
2人	3,596,000円
3人	3,976,000円

※4人以上の世帯については、お問い合わせください。

マンション計画修繕調査費の助成

区内の分譲住宅の管理組合や賃貸住宅（社宅や社員寮は対象となりません）のオーナーの方が、将来予測される大規模修繕を計画的に行うために、建物の防水や壁面、鉄部および給排水管の調査を実施する場合、その費用の一部を助成します。

対象となる住宅　区内に所在し、建築基準法その他関係法令に適合していて、建築後8年以上経過している住宅

助成対象項目　①建物の防水、壁面、鉄部に関する調査、②給水管および排水管に関する調査

助成内容　調査に要する費用の3分の1（25万円を限度、1千円未満切り捨て、年度内1回のみ）

申込み　調査を実施する1か月前までに直接、住宅課事業係へ。

住宅転用助成制度

事務所等として建築された建物を住宅に改造し、用途転用する方に工事費の一部を助成します。

要件　**建物**＝①転用後の住宅の専用面積が1住戸当たり50㎡以上であること、②2室以上の居住室、玄関、台所、浴室、洗面所、トイレがあること、③転用後の住宅が建築基準法等の関連法規を満たすものであること（既存の建物は、竣工時に建築基準法の検査済証を受けたものに限ります）。**申請者**＝①転用しようとする建物の所有権を有している個人または中小企業法人（中小企業基本法第2条に規定する法人で、不動産専業法人を除く）であること、②住民税を滞納していないこと、③転用後の住宅に入居する者に住民登録をさせること。

助成額　工事費の15％以内で、転用後の住戸数にかかわらず150万円を限度に助成します。

助成金の支給　転用工事終了時の検査後に支給します。

申請期限　12月28日㈮

問合せ　住宅課事業係

東京都の創業・事業転換融資を利用される方へ　信用保証料を一部補助します

ベンチャー企業等の創業や経済環境の変化に対応するための事業転換や多角化経営を行おうとする区民が東京都の融資制度を新たに利用する場合、信用保証料の2分の1（30万円を限度）を補助します。

対象　代表者が区内に住所を有し、次の東京都中小企業制度融資を利用する方

①創業支援融資

②技術・事業革新等支援資金融資の事業革新資金

問合せ　商工振興課融資係

「政治家の寄附」等は禁止されています

政治家の寄附の禁止

政治家（候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者）が、自分の選挙区内にある者に対して金品を寄附することは法律で禁止されています。

政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が、政治家に対して寄附を求めたり、金品を受け取ることは法律で禁止されています。

選挙を明るくきれいなものにするために、日ごろから私たち一人ひとりが自覚して違法な寄附を無くすように心がけましょう。

問合せ　選挙管理委員会事務局

「リサイクルセンター鎌倉橋」オープン！

5月15日㈫、区立総合体育館（内神田2−1−8）の地下にリサイクルセンターがオープンします。

広報千代田2月20日号で募集したリサイクルセンターの名称は、「リサイクルセンター鎌倉橋」に決まりました。

開館時間　午前11時～午後7時

休館日　毎週月曜日と年始（1月1日～4日）、および原則として各月の26日～月末（翌月の展示準備のため）

内容

①リサイクルショップ

家庭で不用になったもので、まだ十分使えるものを預かり、必要としている方に有料で提供します。

約1か月展示し、精算して残った品物はお返しします。

②粗大ごみ展示コーナー

粗大ごみとして出されたもので、まだ使えるものを、施設内のリサイクル工房で修理し、希望者（申込順）に有料（部品代・消耗品代程度）で提供します。

③情報コーナー

リサイクル関係の本やビデオの閲覧が自由にできるコーナーです。

④リサイクル自転車展示コーナー

希望者（抽選）に販売します。

⑤スポット企画

工房などを利用した講座やイベントなどを実施します。

出品者の登録と展示する品物の受け付けを始めます

リサイクルショップに出品するには登録が必要です。登録された方には登録証を発行します。

受付場所　リサイクルセンター鎌倉橋

受付期間　4月10日㈫～（5月14日㈪までは平日の午後1時～4時、5月15日㈫以降はリサイクルセンター開館日の開館時間中）

登録できる方　18歳以上の区内在住・在勤・在学者

必要なもの　住所・氏名・年齢・勤務先などが確認できるもの（運転免許証、健康保険証、社員証、学生証など）

出品方法　品物の受付場所・期間は、登録の場合と同じです（登録と同時に出品の受け付けもできます）。

出品できる品物の数　1人1回10点まで

出品料　出品数に応じて出品取扱料をいただきます（出品数1点～5点＝200円、6点～10点＝400円）。

出品価格の制限　出品者に価格を決めていただきます（上限1万円）。

出品できないもの　①飲食物、動植物など管理上支障があるもの②安全性が確認できないもの、③品質保証ができないもの、④大きくて搬入できないもの

※出品物は出品者がご自分で搬入してください。スペースの関係で展示期間の初日から展示できない場合もありますので、ご了承ください。

展示期間　5月は15日㈫～25日㈮、6月以降は毎月1日～25日（25日が休館日にあたる場合は24日）まで

※4月中に受け付けた品物は5月15日㈫～6月24日㈰までの展示とします。

精算期間　展示月の翌月5日～25日（4月受け付け分は6月24日㈰まで展示するので、精算は7月5日㈭以降になります）

※出品の際にお渡しする預かり書に精算期間を記載しますので、期間中に売上金と残った品物を取りに来てください。精算が終わらないと次の出品はできません。

リサイクルセンターの企画・運営に参加してください

スポット企画の企画・運営にご協力いただけるボランティアを募集します。

申込み　4月18日㈬までに電話で、清掃リサイクル課リサイクル係へ。

問合せ　清掃リサイクル課

不用になった家電4品目はリサイクルへ

不用になった家電4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）は、その製品を購入した販売店、または新しく買い換える販売店に引き取りを依頼してください（区の粗大ごみには出せません）。その際、収集・運搬にかかる料金と、再商品化等にかかるリサイクル料金が必要です。

遠隔地からの引っ越しなどで、購入したお店に引き取りを依頼できない家電4品目の排出は、家電リサイクル受付センター☎5296−7200にお申込みください。

また、左表のとおり、23区内に直接ご自分で持ち込むことのできる民間の中間集積所（収集・運搬料金を一部減額）や家電メーカーの指定引取場所（収集・運搬料金不要）が設置されています。

問合せ　清掃リサイクル課

▼千代田区周辺の中間集積所（年中無休・午後7時まで）

会社名	住所	電話
㈱大東運輸	江東区枝川3−1−7	☎5606−2321
㈱イゾイ	江戸川区東葛西1−17−15	☎3687−6047
三東運輸㈱	江戸川区篠崎町2−284、288、289	☎3679−2323

※中間集積所が公表する収集・運搬料金とリサイクル料金が必要です。

▼千代田区周辺の指定引取場所（日曜・祝日を除く午前9時～午後5時）

会社名	住所	電話
Aグループ（東芝、松下、日本ビクター、ダイキン工業等）		
中田屋㈱船堀工場	江戸川区東小松川4-43-20	☎3680−0527
東港金属㈱	大田区京浜島2-20-4	☎3790−1751
Bグループ（三洋、シャープ、ソニー、三菱、日立、富士通ゼネラル等）		
日本通運㈱東京支店輸送課	港区港南4-7-61	☎5479−5700
東京エコリサイクル㈱	江東区若洲38	新設中
日本通運㈱平井営業支店	江戸川区平井5-1-1	☎3612−7181

※リサイクル料金のみ必要です。家電メーカー毎に持ち込むことのできる指定引取場所が異なりますので、直接持ち込む際は、事前にご確認ください。

▼消費者の料金負担

収集・運搬料金

・各販売店が独自に定めた料金（店頭に表示）

＋

リサイクル料金

主な家電メーカーの料金

・エアコン	3,500円
・テレビ	2,700円
・冷蔵庫	4,600円
・洗濯機	2,400円

（消費税別）

「環境確保条例」を制定

～東京都公害防止条例の改正～

都では、環境汚染などの問題に適切に対応し、あわせて工場や事業場を中心とする大気汚染・水質汚濁・騒音などに対する排出規制等を充実・強化し、皆さんの健康と安全な生活環境を確保するために、公害防止条例を全面改正しました。新条例は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（略称：環境確保条例）と改め、4月1日から施行しています。なお、一部施行日の異なるものがあります。

工場・指定作業場の規制

▼工場・指定作業場の規制対象の拡大

工場・指定作業場の規制対象範囲が見直され、次のものが新設および廃止されました。

新設されるもの

・条例で定める有害ガスもしくは有害物質を排出する物を製造または加工する工場

・廃棄物の積み替え場所または保管場所

・条例で定めるガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関またはガソリン機関を有する事業場

・水道施設、工場用水道施設または自家用工場用水道施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設またはろ過施設を有する事業場

・病床300以上の病院

・科学技術（人文科学のみにかかわるものを除く）に関する研究、試験、検査を行う事業場

廃止されるもの

・発電または変電作業をする工場のうち、変電のみを行う事業場

・亜硫酸ガスを用いて物品の漂白をする工場

▼工場等の規制の強化

大気汚染・水質汚濁・地盤沈下にかかる規制項目を増やし、規制値も厳しくなりました。また、騒音の規制基準を騒音規制法の基準に一本化しました。

▼工場認可手数料の変更（千代田区手数料条例改正）

工場の設置認可および変更認可にかかる手数料が次のように変更になりました。

工場設置認可申請手数料　6千900円～2万200円

工場変更認可申請手数料　6千800円

小型焼却炉からのダイオキシン類の排出規制

▼焼却行為の制限

ダイオキシン類の発生やばいじん等による生活環境被害を防止するため、廃棄物等の焼却に当たっては、一定の条件を満たす焼却炉を使用する場合や伝統行事等に伴う場合を除き、原則として焼却行為を禁止します。

深夜営業等の規制

▼深夜営業等の制限の強化

新たに一定規模以上の小売店を深夜営業の規制対象に加えるとともに、音量基準による規制を行い、住居系地域における深夜の騒音被害を防止します。

▼地下水揚水量の制限

地盤沈下の防止や地下水位の低下を防ぐため、現在法令の対象になっていない揚水施設に対しても、揚水量の制限や構造基準を適用します。

▼地下水保全地域の指定

雨水の浸透量の減少などにより、地盤沈下等で生活環境に支障を及ぼすおそれがあり、総合的な地下水保全対策を要する地域を、地下水保全地域として新たに指定します。

化学物質の適正管理

（平成14年4月1日㈪施行予定）

▼化学物質の使用量等の報告

一定量以上の化学物質を取り扱う事業者に、毎年度、化学物質の使用量等の報告を義務づけます。

▼化学物質管理方法書の提出

化学物質取扱事業者に、化学物質の環境への排出の抑制や有害性の少ない物質への転換等を促すため、「化学物質管理方法書」の作成と提出を義務づけます。

土壌汚染対策

（平成14年4月1日㈪施行予定）

▼建物除却時・土地改良時などの汚染土壌の拡散防止

有害物質取扱事業者が建物を除却したり廃業する際、または開発事業者が大規模な土地の改変をする際には、その敷地内の土壌汚染調査を行い、土壌が汚染されている場合は、拡散防止の措置を義務づけます。

問合せ　㈫環境保全課公害指導係

問合せ　清掃リサイクル課

保健　千代田保健所　〒101-0054 神田錦町3-10
千代田保健所麹町庁舎　〒102-0093 平河町2-7-4

■節目健診（ちよピック21）－4月から新しい健診が始まりました－

とき・会場　広報千代田毎月20日号の保健事業ガイドでお知らせします。

対象　区内在住で平成13年度中に40・45・50・55・60歳になる方

※対象者には案内通知をお送りします。

内容　①問診（生活・食事状況）・尿検査・血液検査・安静心電図・眼底撮影・胸部X線撮影・大腸がん検査・骨密度測定など、②運動負荷テスト・体力テスト

申込み　案内通知に同封のハガキで、保健サービス課健康推進係☎３２９１－３６４６へ。

■へるすあっぷいろいろ

誕生月健診後の指導や健康相談を新たに始めます。

▶生活習慣改善指導推進事業（誕生月健診後の指導）

誕生月健診の受診から約６か月間、個人の特性に合った継続的な指導を行います。

対象　誕生月健診の受診者で糖尿病・高血圧・高脂血症のいずれかで「要指導」となった方、または禁煙したい方。

会場　誕生月健診を受診した医療機関

▶かかりつけ医定着促進事業（健康相談）

健康について気になっていることを、気軽にご相談ください。

対象　節目健診を受診した方、60歳で節目健診を、65歳で誕生月健診を受診しなかった方

※対象者には健康相談券をお送りします。

―いずれも―

問合せ　保健サービス課健康推進係　☎３２９１－３６４６

■肺がん検診

とき　５月10日、７月５日、９月６日、11月８日、平成14年１月10日、３月７日、いずれも木曜日の午後１時～

会場　東京都がん検診センター（神田駿河台２－５）

対象　区内在住者（40歳以上）各回15名（申込順）

内容　問診、ヘリカルCT、喀たん検査

申込み　電話で、保健サービス課健康推進係☎３２９１－３６４６へ。

高齢者・障害者訪問理美容サービス

自宅に理容師または美容師を派遣します。

内容・費用負担など、詳しくはお問い合わせください。

対象　お店での理髪などが困難で、次の①または②に該当する方

①高齢者　65歳以上で介護保険認定が要介護度３～５の方

②心身障害者　重度心身障害者手当受給者、下肢または体幹機能障害１級、愛の手帳１度の方

問合せ　**高齢者**＝高齢者福祉課高齢者福祉係、**心身障害者**＝生活福祉課障害者福祉係

敬老入浴券をお送りしました

満65歳以上で希望する方に、公衆浴場を無料で利用できる「敬老入浴券（月４枚、年間48枚）」を３月末にお送りしました。

これから65歳になる方（昭和11年５月２日から昭和12年４月１日までに生まれた方）には、誕生月の前月に希望調査のハガキをお送りします。

また、最近転入された65歳以上の方で希望される場合は、お申し出ください。

※敬老入浴券は、ご本人以外は利用できません。

問合せ　高齢者福祉課高齢者福祉係

税　金

■平成13年度固定資産税課税台帳の縦覧

とき　４月24日㈫までの午前９時～午後５時（日曜日を除く）

場所　千代田都税事務所６階固定資産税課（内神田２－１－12）

縦覧できる方　納税者本人（１月１日現在の資産所有者）かその代理人

※本人であることを確認できるもの（運転免許証や健康保険証など）をご持参ください。代理人の場合は、委任状と代理人本人であることを確認できるものをご持参ください。

問合せ　千代田都税事務所　☎３２５２－７１４１

自宅消火器の再点検を

消火器の事故が多発しています。自宅に設置してある消火器を、点検してみてください。

▶消火器本体に、サビや塗装のはがれ、傷などはありませんか？

▶消火器が、湿気、雨水のかかる場所、暖房器具の近く、直射日光の当たる場所に置かれていませんか？

▶消火器容器に表示された耐用年数を過ぎていませんか？

廃棄する場合は、自分で処理せず販売店などにご相談ください。一般廃棄物として出すことはできません。不明な点は、お近くの消防署または区役所にお問い合わせください。

問合せ　丸の内消防署☎３２１５－０１１９、麹町消防署☎３２６４－０１１９、神田消防署☎３２５７－０１１９、㈫防災課

自転車駐車場利用登録者募集

利用期間　６月１日㈮～平成14年４月30日㈫

登録車種など　下表のとおり

申込み　自転車の利用を希望する方は、各駐車場備え付けの申請書に必要事項を書いて、４月20日㈮（必着）までに、土木管理課監察係（〒102－8688九段南１－６－11）へ。

※締め切り後、登録台数に余裕がある場合は、随時受け付けます。原動機付自転車（50cc以下）の利用を希望する方は、お問い合わせください。

登録車種など

自転車駐車場名	所在地	登録車種	台数	登録手数料
秋葉原駅東口第１	神田平河町４先	自転車	250	自転車 区民　2,000円 その他　4,000円 原動機付自転車 区民　3,000円 その他　6,000円
秋葉原駅東口第２	神田和泉町１先	自転車	290	
		原動機付自転車	35	
飯田橋駅東口第１	飯田橋３－12先	自転車	100	
飯田橋駅東口第２	飯田橋３－11先	自転車	200	
		原動機付自転車	10	

外国人相談始まる！

区では外国人の方のために、４月から日常生活や行政に関する相談を開始します。

生活していて困ったこと、不自由に感じたことなど、何でも相談に応じます（電話可）。通訳（英語）がいますので、気軽にお立ち寄りください。

とき　毎月第２木曜日午後１時～３時30分

※４月の相談日は12日㈭です。

会場　区役所区民相談室（千代田図書館横）

問合せ　広報課広聴相談係　☎３２６４－０１５１　内線２１４７

Consultations For Foreigners Will Begin

From April of this year Chiyoda City will begin giving general consultations to foreigners. These consultations are an opportunity to discuss troubling issues in regard to living in Japan, things that cause inconvenience in one's daily life, or any other questions or issues foreign residents would like to discuss. We look foward to your participation and response. Please feel free to stop in for a consultation at:

Place: Chiyoda City Office, Residents Consultation Room.☎3264-0151 EXT.2147

Consultation Days: The second thursday of each month. In April the consultation will be held on thursday, April 12th.

Time: 1:00 p.m.-3:30 p.m.

Cost: Free

*An English interpreter will be present.

アルバム

3月18日、東京駅周辺（丸の内側）で、「日本におけるイタリア2001年」グランド・オープニング前夜祭「空の祝祭」が行われました。

TOWNニュース

■治水対策都民見学会

雨水流出抑制型下水道（練馬区）と水上バスで河川施設（隅田川など）を見学します。

とき　５月13日㈰午前９時～午後４時

対象　小学校４年生以上（小学生は保護者同伴）の方100名（抽選）

申込み　４月20日㈮（必着）までに往復ハガキ（７面記入例参照）で、㈱下水道局計画部内事務局（〒163－8001新宿区西新宿２－８－１☎５３２０－６５９５）へ。

スポーツ

スポーツ振興課（総合体育館内）
〒101−0047 内神田2−1−8　☎3256−8444

■ヤマベ釣り大会

とき　5月20日(日)午前6時JR秋葉原駅西口広場前集合・出発
場所　酒匂川(さかわがわ)水系（神奈川県）
対象　区内在住・在勤者100名（申込順）
大会運営　千代田区釣友連盟
費用　4,500円(バス、入漁料等)
※えさ、弁当は各自負担。
申込み　5月14日(月)までに所定の申込書に費用を添えて、直接スポーツ振興課へ。

■新体力テスト測定会

種目・数値を見直した新体力テストで、あなたの体力の現状を千代田区体育指導委員が判定します。

▶20〜64歳の方
握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび

▶65〜79歳の方
握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行、ADL（日常生活活動調査）

申込み　約30名以上のグループ（町会など）を作り、希望日の3週間前までに電話で、スポーツ振興課へ。
※申込みは随時受け付けます。会場についてはご相談ください。

■スポーツ健康相談

運動不足解消・腰痛予防など健康やトレーニングでお悩みの方に、健康相談・運動処方を行います。

とき　毎週火曜日の午後1時〜、3時〜、6時30分〜の各2時間以内
※毎月第4火曜日（4月のみ第3火曜日）の午後1時〜と3時〜の時間帯を除く。
当日が祝日の場合は行いません。
会場　総合体育館スポーツ健康相談室およびトレーニングルーム
対象　区内在住・在勤者
定員　各時間帯1名
内容　問診、身体・体力測定、運動処方
費用　相談＝無料、体力測定・運動処方＝トレーニングルーム使用料
申込み　利用する日の前月の1日から電話で、スポーツ振興課へ。

■総合体育館の利用時間が変わりました

▶総合体育館利用時間の延長
4月から総合体育館の利用時間が30分延長されました。各競技場・プールとも午後9時まで利用できます。最終退館時間は午後9時30分になります。

▶総合体育館区民無料開放日の利用時間変更
毎月第3日曜日は区民の皆さんに無料で体育館を開放していますが、4月15日(日)から利用時間を下表のとおり変更します。
区民利用カードを持参のうえ、ご利用ください。

利用時間	施設名
午前9時〜午後5時	主競技場、卓球場、剣道場、柔道場、弓道場、相撲場
午前9時〜午後9時	プール、トレーニングルーム

▶総合体育館団体利用時間帯の追加
区民無料開放日の利用時間変更に伴い、団体利用時間帯が下表のとおり追加されます。区民以外の方でも利用できます。

追加利用時間帯	施設名
第3日曜日 午後6時〜9時	主競技場、卓球場、剣道場、柔道場、弓道場、相撲場

問合せ　スポーツ振興課

生涯学習

生涯学習振興課（総合体育館内）
〒101−0047 内神田2−1−8　☎5294−3650

■自然と遊んで！学ぼう！子ども体験教室参加者募集

四季折々の“自然とのふれあい”を中心に、一年を通して楽しいプログラムにチャレンジしよう！

とき・内容など　下表のとおり
対象　区内在住の小学校4年生から中学校3年生約30名(小・中学生各15名程度、申込順)
費用　15,000円
※サマーチャレンジ、ウインターチャレンジは別に費用がかかります。
申込み　4月13日(金)までに電話で、生涯学習振興課へ。

子ども体験教室　年間活動（小学生＝年10回、中学生＝年10回）

とき	内容	参加区分
4月22日(日)	開講式	小・中学生
5月19日(土)〜20日(日)	農作業・田植え	小学生
6月2日(土)〜3日(日)	無人島探検	中学生
6月2日(土)〜3日(日)	潮干狩り	小学生
7月7日(土)〜8日(日)	マウンテンバイク	中学生
8月20日(月)〜23日(木)	サマーチャレンジ	小・中学生
10月7日(日)〜8日(祝)	動物ふれあい体験	中学生
10月7日(日)〜8日(祝)	稲刈り・収穫	小学生
11月18日(日)	福祉体験・クリスマス企画会	中学生
11月18日(日)	ネイチャークラフト	小学生
12月16日(日)	クリスマスパーティー	小・中学生
平成14年 1月4日(金)〜6日(日)	ウインターチャレンジ	小・中学生
2月2日(土)〜3日(日)	ダイナミックチャレンジ	小・中学生
3月3日(日)	閉講式	小・中学生

介護保険

■介護等が必要な方は、認定申請を！

訪問介護など介護保険のサービスを利用するには、要介護または要支援の認定を受けなければなりません。
認定申請の手続きなど詳しくは、お問い合わせください。
また、すでに認定を受けている方で、認定の有効期限が4月末または5月末までの方は、お早めに更新の手続きをしてください。

問合せ　介護保険課認定係

■仮算定による平成13年度介護保険料の通知をお送りします

4月中旬にお送りする通知は、平成12年中の所得による平成13年度区民税が未確定のため、保険料は仮計算による額です。納付書が同封されている方は、その納付書でお支払いください。お支払いには、納め忘れのない口座振替をおすすめします。
なお、6月以降に確定する平成13年度区民税により保険料を計算し直し、本決定します。本決定の通知は、7月以降にお送りします。

問合せ　介護保険課保険料係

国民健康保険

■保険料「当初決定通知書」を送付します！

平成13年度の国民健康保険料「当初決定通知書」と、4〜6月の納付書を4月16日(月)に発送する予定です。口座振替利用世帯には「当初決定通知書」だけで、納付書は同封しません。
今回決定した保険料は、平成12年中の所得による平成13年度区民税が未確定のため、暫定的に平成12年度区民税を基礎に計算しました。
6月に確定する平成13年度区民税により、保険料を計算し直し、7月中旬に「変更決定通知書」をお送りします。

問合せ　保険年金課国民健康保険係

■本人の自己負担が2割になります「退職者医療制度」

退職者医療制度は、長い間会社などに勤めていた方が、退職して老齢年金受給権を取得した場合、病院にかかるときの負担が軽くなる制度です。必ず届出をしてください。

病院にかかるときの負担
・本人＝入院・外来とも2割
・被扶養者＝入院2割・外来3割

対象　次の①〜③をすべて満たす方とその被扶養者
①会社などを退職し、国民健康保険に加入し、
②厚生年金や共済組合などの加入期間が20年以上で、老齢（退職）年金の受給権があるか、または40歳以降10年以上の加入で、通算老齢（退職）年金の受給権があり、
③老人医療受給者証を持っていない方

届出に必要なもの　年金証書（裁定通知書）、保険証、印鑑
※なお、裁定通知書がまだ届いていない方は、いったん一般の国民健康保険に加入し、後日、裁定通知書が届いたら、14日以内に手続きをしてください。

問合せ　保険年金課国民健康保険係

■人間ドック利用補助を行っています

区と契約をした医療機関で、指定した検査項目による人間ドックを受診する場合、2万円の補助が受けられます。

対象　満40歳以上(申込日現在)で区の国民健康保険加入者（国民健康保険料を滞納していない方）
※補助は年度内に1人1回です。

問合せ　保険年金課管理係

■平成13年度の保険料が変更になりました

平成13年度の国民健康保険(基礎分と介護分)の保険料は下表のとおり変更になりました。

問合せ　保険年金課国民健康保険係

平成13年度国民健康保険料

区分	均等割（一人あたり）	所得割（住民税額）	賦課限度額（世帯あたり）
基礎分(医療分)	27,300円	100分の194	53万円
介護分※	8,100円	100分の 11	7万円

※介護分は40歳から64歳まで(介護保険第2号被保険者)の加入者だけで計算します。

国民年金

■平成13年度国民年金保険料の納付書をお送りしました

平成13年度国民年金保険料の納付書をお送りしましたので、お近くの金融機関または出張所、区役所で納めてください。
平成12年度に、学生納付特例制度や免除制度を受けられた方には、申請書を同封しましたので、4月中に申請してください。

なお、納付書や申請書が届いていない方は、ご連絡ください。

■区に転入された方で国民年金第1号加入中の方へ

4月中に保険料を1年分や半年分まとめてお支払いいただくと、保険料が割引になる制度があります。3月や4月は転入される方が大変多く、納付書を作成し送付するまで時間がかかるため、前納の納期限に間に合わないことが予想されます。
転入された方で保険料の前納をご希望の方は、国民年金係まで基礎年金番号と住所・氏名をご連絡ください。

——いずれも——
問合せ　保険年金課国民年金係

図　書　館

●千代田図書館（九段南1-6-11）
☎3264-0151

☆**おはなし会**　4月18日㈬、幼児向け＝午後2時～2時30分、小学生以上＝午後3時～3時30分

●四番町図書館（四番町1）
☎3239-6357

☆**日曜映画会**　4月15日㈰午後1時30分～2時5分「モロッコ」

☆**おはなし会**　4月22日㈰、幼児向け＝午後1時30分～2時、小学生以上＝午後2時30分～3時

高齢者センター

（神田神保町2－20　☎3265－3981）

■高齢者大学受講生募集

さまざまな学習を通して、受講生同志の交流を深めます。

受講期間　4月から平成14年3月までの1年間

対象　60歳以上の区内在住者80名

内容　講演会（16回）、ゼミナール（6回）、館外活動（2回）

説明会　4月20日㈮午後1時30分～2時

申込み　説明会終了後から4月23日㈪までに、直接センターへ。

男女共同参画センター

（神田和泉町1　☎5823－0772）

■MIW相談室―面接・電話による相談―

夫婦関係、子育ての問題、男女の生き方・働き方、セクシュアルハラスメント、性暴力などについて、専門の女性カウンセラーが面接・電話による相談を受け付けます。

相談日　第1・3水曜日午前10時30分～午後3時30分、第2水曜日午後5時～9時、第1・3木曜日午前10時30分～午後3時30分、第2・4・5木曜日午後5時～9時

問合せ　電話またはファクシミリでセンター☎5823－0774（予約専用）FAX5823－0775へ。

※一時保育あり。

春の地域教養講座

各区民会館等で地域教養講座を開催します。趣味に仲間づくりに、奮ってご参加ください。

科目・会場など　下表のとおり

対象　16歳以上の区内在住・在勤・在学者

受講期間　毎週同じ曜日で、全8回

費用　教材費のみ自己負担

申込み　4月23日㈪（必着）までに、各出張所に置いてある専用の往復ハガキで郵送または直接、希望する科目を担当する出張所へ。

※定員を超えた場合は抽選（区内在住の初心者優先）。抽選結果は、当選・落選を問わず4月26日㈭以降にお知らせします。また、5月2日㈬から定員に満たない科目の受け付けをします。落選した方、2科目以上の受講を希望する方は、科目を担当する出張所へ。

※一時保育（保育料一部負担あり）を行う会場もあります。

▼春の地域教養講座　科目・会場など

科目	会場（区民会館・区民館）	曜日	時間帯	定員	開講日	申込み・問合せ
英会話	一番町	月	午後	14名	5月14日	番町出張所　麹町2-14　☎3263-3831
シルバーアクセサリー（銀粘土）		水	午後	15名	5月16日	
モバイル教室		木	午前	10名	5月17日	
パッチワーク	番町	金	午前	10名	5月18日	
カラオケ	九段上	火	午後	20名	5月15日	富士見出張所　富士見2-4-6　☎3263-3841 ※富士見出張所・区民館は5月14日㈪から富士見1-6-7に移転
基礎英会話	富士見	水	夜間	20名	5月16日	
和食の基本		木	午前	20名	5月17日	
ヨーガ		金	午前	30名	5月18日	
編物入門	神保町	月	午後	20名	5月14日	神保町出張所　神田神保町2-40　☎3263-0741
陶芸		水	午後	25名	5月16日	
書道		木	午後	35名	5月17日	
フラワーアレンジメント		金	午後	16名	5月18日	
料理	内神田	火	夜間	20名	5月15日	神田公園出張所　神田司町2-2　☎3252-7691
着付	神田公園	水	午後	15名	5月16日	
江戸流手打そば	内神田	水	夜間	16名	5月16日	
ペン習字	神田公園	月	午後	30名	5月21日	
手づくりパン	万世橋	月	午前	16名	5月14日	万世橋出張所　外神田1-1-11　☎3251-4691
色えんぴつ画		月	夜間	25名	5月14日	
陽気にイタリアン		火	夜間	20名	5月15日	
フラワーアレンジメント		水	午前	16名	5月16日	
初心者のための電子ピアノ教室	ふれあい会館	月	午前	11名	5月14日	和泉橋出張所　神田岩本町15　☎3253-4931
押し花		月	午後	20名	5月14日	
やさしい和洋菓子づくり	和泉橋	水	午後	15名	5月16日	
料理		木	午後	20名	5月17日	

※午前＝午前10時～正午、午後＝午後1時30分～3時30分、夜間＝午後6時30分～8時30分。
※各科目の内容、用意するものは、各出張所にあるチラシをご覧ください。

ちよだ中小企業センター

（神田錦町3－21　☎3233－1461）

■会議室・展示室の受け付けが便利になりました！

これまでセンター4階事務室で行っていた会議室・展示室の予約・当日受付・使用料の支払いなどは、すべて1階受付コーナーで行います。

またホームページ（URL http://www.chiyoda-bisiness.or.jp.）上で予約状況をリアルタイムでお知らせします。

児　童　館

●神田児童館（外神田3-4-7）
☎3253-6021

☆**春だ！おめでとう、ピカピカウィーク**　4月17日㈫～20日㈮。観劇会や楽しい催しがいっぱい！

●一番町児童館（一番町10）
☎3230-0866

☆**みんなで遊ぼうゲーム会**　4月18日㈬午後2時30分～3時30分。いろいろなゲームを楽しもう！

●西神田児童・家庭支援センター（西神田2-6-2）☎5215-9062

☆**入学・進級おめでとう会**　4月11日㈬午後2時～3時

●四番町児童館（四番町11）
☎3234-3084

☆**映画会**　4月14日㈯午後3時～4時30分「魔法使いチャッピー～魔法家族がやってきた～」「ピノキオの宇宙大冒険」

ちよだパークサイドプラザ

（神田和泉町1　☎3864－8931）

☆**みんなで遊ぼうゲーム会**　4月17日㈫午後2時～3時。新入生歓迎の楽しいゲーム会を行います。

いきいきプラザ一番町

（一番町12　☎3265－6311）

■第55回いきいきプラザ一番町コンサート～三宅島災害チャリティコンサート～「スウェーデン"フォッリンゲ村"の音楽とダンス」

とき　4月27日㈮午後6時30分～8時（午後6時開場）

出演　**演奏**＝ウルフ・アンダーション氏、マッツ・アンダーション氏（ヴァイオリニスト）**ダンス**＝ベーレット・ヴェッティルスドッテル氏、野口雅彦氏、SVETODA（スウェーデンダンスグループ）

定員　120名（申込順）

申込み　4月26日㈭までに電話、ファクシミリまたは直接プラザFAX3265－6317へ。

※車いすスペースあり。風ぐるま臨時便運行。

※4月23日㈪～27日㈮、1階ロビーで「三宅島災害パネル展」を開催します。

■春のいきいき水泳教室「水中運動相談」（各回完結）

水圧・浮力を活用し、腰痛・関節痛などに効果のある運動を行います。

とき　5月8日～6月5日の毎週火曜日、いずれも午後2時～3時

対象　腰痛・関節痛などがあり、医師から水中での運動を勧められているおおむね80歳までの方各回7名（申込順）

講師　宇津陽子氏（健康運動指導士）

申込み　各回とも2週間前から、電話または直接プラザへ。

※申込み初日から3日間は区民優先とします。

☆休日の診療当番医や区の施設・事業のことは、24時間電話案内システム「千代田・くらしのファクシミリガイド」☎3264－2233で☆